

平成30年度危険物取扱者保安講習実施要領

消防法第13条の23の規定による危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者の保安に関する講習を、次のとおり実施いたします。危険物取扱者免状の裏面の最終講習年月日を確認し、受講対象者は忘れずに受講してください。(※本年度の受講対象者は、平成27年度の講習受講者が主体となりますが、下記の受講対象区分による該当者は受講申請書を提出してください。)

1 受講対象者

平成30年度の危険物取扱者保安講習の受講対象者は、消防法第13条の2の規定による甲種、乙種又は丙種危険物取扱者免状の交付を受けている方で、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している方は、定められた期間内に受講しなければなりません。次に該当する方は受講申請の手続きをしてください。

なお、現在、危険物取扱作業に従事していない方でも、希望により受講できます

① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合、講習日以後における最初の4月1日から3年以内ごとに受講しなければなりません。

② 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、新たに従事することになった場合は、その従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。

但し、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている方又は講習を受けている方は、その免状の交付日又は講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

※ 危険物取扱作業に従事しなくなった方、又は従事していない方は、法令上特に受講する義務はありません。

2 講習種別

本年度実施する保安講習は次の3種類とします。

- (1) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習（午前に実施する。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習（午後に実施する。）
- (3) 上記(1)及び(2)以外の危険物施設（製造所、貯蔵所又は取扱所）において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習（午後に実施する。）

3 受講申請書受付期間

平成30年7月20日(金)から同8月20日(月)までとする。(期間厳守)

但し、受付期間終了後に受講義務が生じた場合は、一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会にお問い合わせください。

4 受講申込手続

(1) 受講申請書配布先

受講申請書は、一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会、各消防本部（消防署、分署、出張所）及び岩手県庁総務部総合防災室において配布いたします。

(2) 受講申込方法

ア 受講申請書に必要事項を記載し、直接 一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会に提出、又は一般社団法人岩手県危険物安全協会連合会において配布する専用封筒で郵送してください。（申請書は折って同封して構わないこと。）

提出（郵送）先	所在地
一般社団法人 岩手県危険物安全協会連合会	〒020-0021 盛岡市中央通三丁目7番22号 岩手県消防会館内

イ 受講申請書記載上の注意事項（※申請書裏面の「申請等書記入要領」を参考のこと。）

- (ア) 受講申請書は、必ず黒のボールペン又は黒インクで記入すること。
- (イ) 「従事している主たる危険物施設」の欄には、現に従事している危険物施設の区分に応じて必ず「1」又は「2」若しくは「3」のいずれかの番号に○をつけること。給油取扱所を拠点として移動タンク貯蔵所（容量 4,000 リットル以下）において危険物の取扱作業に従事している場合は「1」に○をつけること。
- (ウ) 「受講希望年月日」及び「受講希望会場」の欄には、5の保安講習日程表から希望年月日及び希望会場を記載すること。
- (エ) 受講票(返送用はがき)に郵便番号、住所及び氏名を忘れずに記載すること。
- (オ) ※印のついている欄には何も記載しないこと。
- (カ) 受講手数料として、4,700円分の岩手県収入証紙（収入印紙ではないこと。）を「岩手県収入証紙貼付欄」に貼ること。（受付欄には貼らないこと。）
なお、岩手県収入証紙は、岩手県収入証紙売りさばき所（市役所、町村役場、岩手銀行、農業協同組合又は漁業協同組合等）でお求めください。
※ 取扱いしていない支店がございますのでご注意ください。なお、販売先は岩手県ホームページ「岩手県収入証紙売りさばき所」を検索しご確認ください。
- (キ) 受講申請書受付後の受講料の払い戻しはいたしません。

5 保安講習日程表

実施年月日 (曜日)	実施会場	所在地	講習時間
30年9月4日 (火)	宮古地区広域行政組合消防本部 (3階 体育室)	宮古市五月町 2-1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">午前の部</div> 受講対象者 (給油取扱所 従事者) 9:00 ～ 12:00
30年9月7日 (金)	久慈市防災センター〔久慈消防署〕 (3階 防災教育ホール)	久慈市長内町 29-21-1	
30年9月21日 (金)	日本現代詩歌文学館 (講 堂)	北上市本石町 2-5-60	
30年9月26日 (水)	釜石市民ホール (ホールB)	釜石市大町 1-1-9	
30年9月28日 (金)	(公財)岩手県高校教育会館 (3階 大ホール)	盛岡市志家町 11-13	
30年10月3日 (水)	二戸地域職業訓練センター (2階 大会議室)	二戸市米沢字荒谷 76-2	
30年10月11日 (木)	盛岡市渋民文化会館〔渋民公民館〕 (2階 大会議室)	盛岡市渋民字鶴塚 55	
30年10月16日 (火)	大船渡市防災センター 〔大船渡地区消防組合消防本部〕 (4階防災研修室)	大船渡市盛町 字下館下 35-1	
30年10月20日 (土)	修紅短期大学 (体育館 101 講義室)	一関市萩荘字竹際 49-1	
30年10月30日 (火)	奥州市役所江刺総合支所 (1階 多目的ホール)	奥州市江刺大通り 1-8	
30年11月3日 (土)	富士大学 (5号館階段教室)	花巻市下根子 450-3	受講対象者 (給油取扱所 以外の 従事者) 13:30 ～ 16:30
30年11月7日 (水)	矢巾町公民館 (3階 大研修室)	紫波郡矢巾町大字 南矢幅 13-123	

注1) 盛岡市渋民、釜石市、北上市、矢巾町の講習会場は、

午前の部は、9時30分から12時30分までとなります。

午後の部は、13時30分から16時30分までとなります。

注2) 久慈会場においては、石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所の対象者を含むものとします。

注3) 上記会場の受講希望者が収容人員を上回った場合は、上回った受講申請者に対して、別途、保安講習会場を定めて通知することもありますので、予めご承知をお願いします。

[各会場の申請状況は、(一社)岩手県危険物安全協会連合会ホームページを参照ください。]

6 その他

(1) 各講習会場の駐車場は、駐車スペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関の利用、同一事業所の方は、乗り合ってお来場くださるようお願いいたします。

※ 盛岡会場及び釜石会場は、お近くの有料駐車場をご利用くださるようご協力をお願いします。

(2) 実施会場においては、暖房の運転開始時期ではない会場もありますので、当日の気象条件に考慮し防寒対策を取ってご来場くださるようお願いいたします。

(3) その他詳細については、下記にお問い合わせください。

(一社)岩手県危険物安全協会連合会 又は 岩手県庁総務部総合防災室 防災消防担当

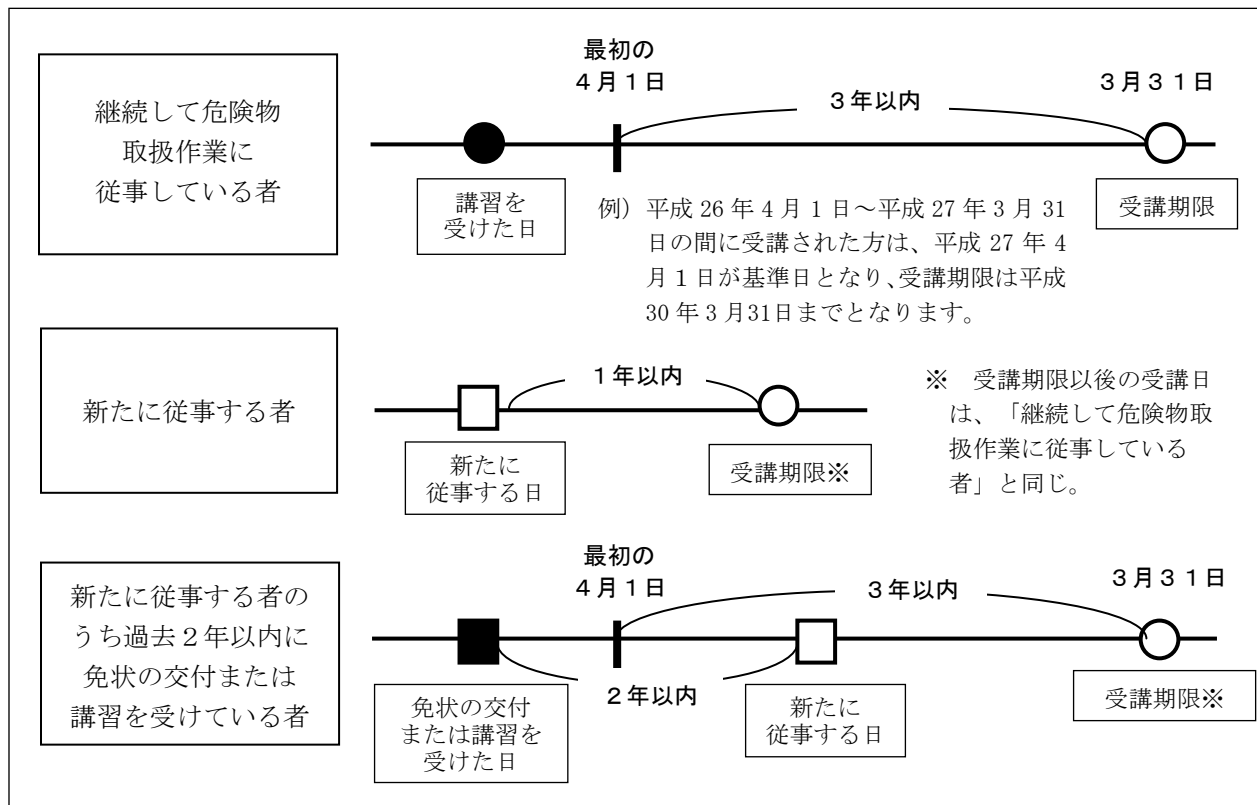
電話 019-654-3991

電話 019-629-5556

※本講習に関することは「(一社)岩手県危険物安全協会連合会ホームページ」でも確認できます。

◎ 保安講習受講サイクル

参考



◎危険物取扱者免状の書換及び再交付手続

手続	内容	申請先
書換え	①写真の貼り替え(10年に一度) ②本籍、氏名等記載事項の変更	居住地・勤務先または免状の交付を受けた(一財)消防試験研究センター支部 (※東京都の場合は消防署に申請)
再交付	亡失、汚損・破損等の場合	免状の交付を受けた、または免状の書換えを行った(一財)消防試験研究センター支部 (※東京都の場合は消防署に申請)